

笛吹市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (18年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 17年度の人件費率
18年度	人 71,785	千円 44,635,855	千円 1,135,304	千円 5,361,052	% 12.0	% 11.1

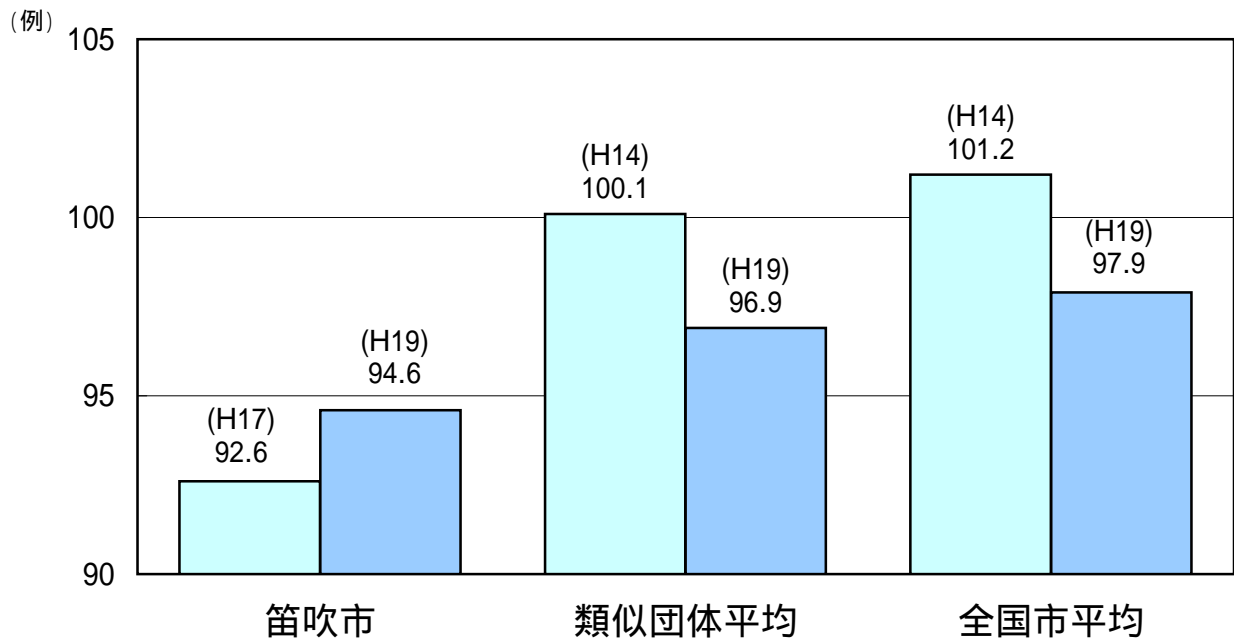
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
18年度	人 627	千円 2,415,076	千円 451,451	千円 963,200	千円 3,829,727	千円 6,108	千円 6,333

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成19年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

(4) ラスパイレス指数の状況（平成19年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 笛吹市は平成16年10月に合併したため、平成17年のラスパイレス指数を掲示した。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成19年4月1日現在）

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
笛吹市	43.1 歳	328,700 円	379,076 円	360,451 円
山梨県	43.2 歳	354,988 円	420,257 円	384,665 円
国	40.7 歳	325,724 円	383,541 円	円
類似団体	43.8 歳	343,951 円	408,150 円	376,934 円

山梨県・国・類似団体はいずれもH18総務省・山梨県資料から引用した。

技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢 (歳)	職員数 (人)	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (円)A (国ベース)	平均給与月額 (円)B (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢 (歳)	平均給与月額 (円)B	
笛吹市	50.3	60	248,117	260,089	250,343				
うち運転技術員	53.0	8	289,313	354,048	292,313	運転技術員	47.1	321,000	1.1
うち調理員	50.0	28	235,864	238,168	237,643	調理員	39.9	292,100	0.8
うち用務員	46.6	5	232,600	237,839	233,830	用務員	53.9	227,200	1.0
山梨県	49.0	265	343,573	384,037	361,019				
国	48.8	5,193	287,094	320,514					
類似団体	48.0	63	313,225	346,246	330,862				

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D2
笛吹市	円	円	
うち運転技術員	5,748,300 円	4,564,100 円	1.3
うち調理員	4,010,600 円	4,006,600 円	1.0
うち用務員	4,090,500 円	3,079,100 円	1.3

民間データは賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16年～18年の3カ年平均)技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータはそれぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては、前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

福祉職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
笛吹市	41.4 歳	309,178 円	328,045 円	319,156 円
山梨県	42.2 歳	374,315 円	413,453 円	386,187 円
国	40.4 歳	330,909 円	373,259 円	円
類似団体	43.7 歳	329,672 円	357,450 円	342,006 円

消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
笛吹市	37.9 歳	320,623 円	362,588 円	319,156 円
類似団体	41.2 歳	326,531 円	398,650 円	362,440 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

(2) 職員の初任給の状況 (平成19年4月1日現在)

区 分		笛吹市	山梨県	国
一般行政職	大学卒	170,200 円	176,800 円	183,800 円 170,200 円
	高校卒	138,400 円	142,800 円	138,400 円
技能労務職	高校卒	135,600 円	145,100 円	135,600 円
	中学卒	120,200 円	127,700 円	127,700 円
看護・保健職	大学卒	196,000 円	204,600 円	198,800 円
	高校卒			
福祉職	大学卒	182,100 円	182,100 円	
	高校卒		151,400 円	
消防職	大学卒	193,400 円		
	高校卒	156,000 円		

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (平成19年4月1日現在)

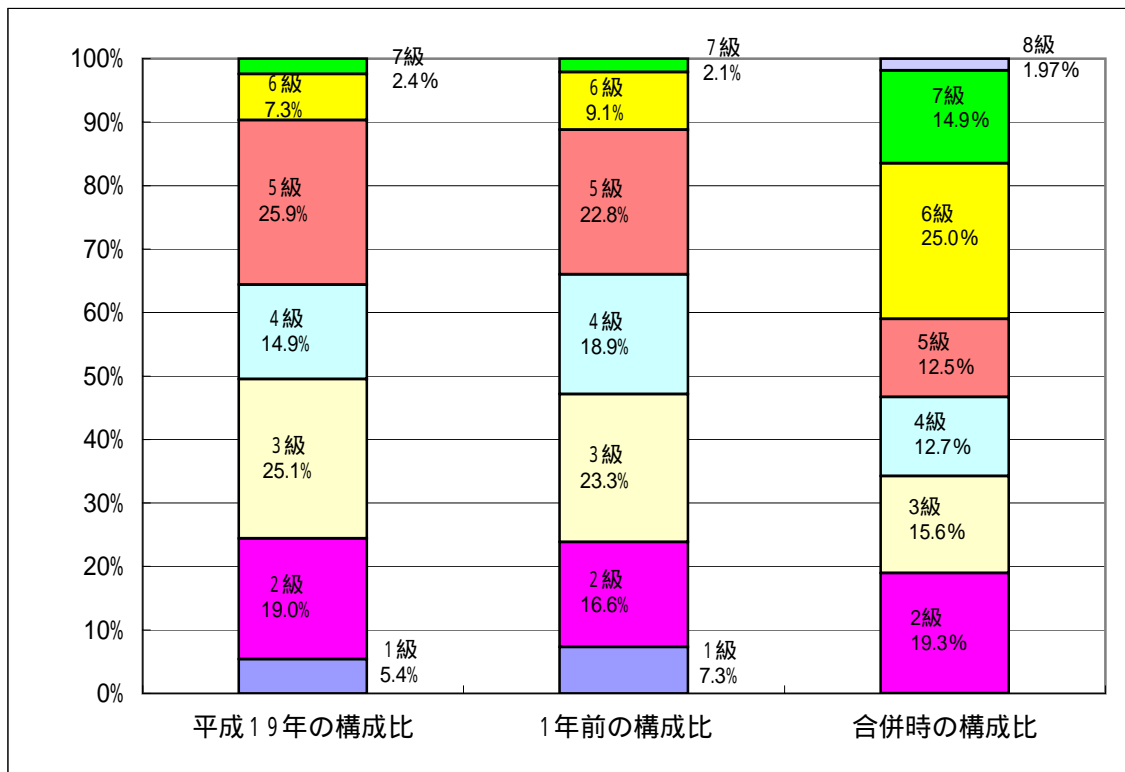
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	271,100 円	312,400 円	367,500 円
	高校卒	228,800 円	281,800 円	324,800 円
技能労務職	高校卒	213,300 円	227,100 円	250,300 円
	中学卒		238,700 円	
看護・保健職	大学卒	269,000 円	317,200 円	365,700 円
	短大卒		285,500 円	
福祉職	大学卒			
	短大卒	247,800 円	276,200 円	330,050 円
消防職	大学卒	287,600 円		
	短大卒	261,100 円	301,100 円	353,700 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成19年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事	22 人	5.4 %
2 級	主任	78 人	19.0 %
3 級	主査	103 人	25.1 %
4 級	主幹・副主幹	61 人	14.9 %
5 級	課長・事務局長・所長・主幹	106 人	25.9 %
6 級	部長・次長・室長・課長・事務局長・所長	30 人	7.3 %
7 級	部長・次長・事務局長	10 人	2.4 %
8 級		人	%

- (注) 1 笛吹市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から7級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価制度を導入していないため、昇給への勤務成績は反映していません。
 (現在、人事評価制度の試行を実施中。平成20年度以降に試行状況を検証の上、反映をする予定。)

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

笛 吹 市	山 梨 県	国
1人当たり平均支給額(18年度) 1,636 千円	1人当たり平均支給額(18年度) 1,819 千円	
(18年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 (1.60) 月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75) 月分	(17年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 (1.60) 月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75) 月分	(18年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 (1.60) 月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

人事評価制度を導入していないため勤勉手当への勤務成績は反映していません。
(現在、人事評価制度の試行を実施中。平成20年度以降に試行状況を検証の上、反映をする予定。)

(3) 退職手当(平成19年4月1日現在)

笛 吹 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (退職時特別昇給 無)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	12,552 千円	24,190 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額である。

(4) 地域手当

(平成19年4月1日現在)

支給実績(年度決算)		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(年度決算)		円	
支給対象地域	該当なし	員数	国の制度(支給率)
		人	%
	%	人	%
	%	人	%

(5) 特殊勤務手当(平成19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)		5,019 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		31,960 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)		20.7 %	
手当の種類(手当数)		6	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫等作業手当	防疫等作業の命令を受けた職員	感染症の患者又は感染症の疑いのある患者の救護、患者の死体の処理	作業1日につき290円
行旅病人取扱手当	行旅病人処理作業の命令を受けた職員	行旅病人及び行旅死亡人の護送等に從事	行旅病人にあつては1人につき1,800円、行旅死亡人にあつては1体につき6,000円
税務職員手当	収税課職員	市税等の徴収(滞納整理等)に直接従事	1日500円
救急業務従事手当	消防職員	救急業務に従事	出勤1回につき200円
救急救命士従事手当	救急救命士	救急救命士	勤務1月につき5,000円
災害業務従事手当	消防職員	火災・水災その他の災害現場において消火・救助業務	出勤1回につき300円

(6) 時間外勤務手当

支給実績 (1 8 年度決算)	89,486 千円
職員1人当たり平均支給年額 (1 8 年度決算)	185 千円
支給実績 (1 7 年度決算)	95,865 千円
職員1人当たり平均支給年額 (1 7 年度決算)	153 千円

(7) その他の手当 (平成19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)
扶養手当	・配偶者:13,000円 ・配偶者以外の扶養親族のうち2人:6,000円 ・扶養親族でない配偶者を有する場合の不要親族のうち1人:6,500円 ・配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人11,000円 ・その他の者:6,000円 ・満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ		4,926 千円	26,040 円
住居手当	・借家、借間居住者:家賃の全ての額に応じ最高27,000円 ・自宅居住者:4,000円	異なる	自宅居住者の支給額	2,199 千円	110,400 円
通勤手当	通勤距離に応じ 2,000～24,500円	同じ		1,206 千円	43,200 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうちその職務の特殊性に基づき規則で定められた職にある者に支給 役職に応じて25,400円～78,250円を支給	異なる	役職に応じて46,300円～139,300円を支給	6,947 千円	505,200 円
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員:勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額に100分の135	同じ		0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況（平成19年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料 報 酬	市区町村長	840,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副市長	(650,000 円)	1,089,000 円 /	616,000 円
	議 長	(400,000 円)	895,000 円 /	550,800 円
	副 議 長	(370,000 円)	690,000 円 /	269,000 円
	議 員	(360,000 円)	620,000 円 /	228,000 円
			(円)	560,000 円 /
期 末 手 当	市区町村長	(19年度支給割合)		
	副市長	3.35	月分	
	議 長	(19年度支給割合)		
	副 議 長 議 員	3.35	月分	
退 職 手 当	市区町村長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市長	給料月額 * 在職月数 * 0.42(支給率)	任期满后	
		給料月額 * 在職月数 * 0.25(支給率)	退職後	
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員の任免及び職員数の状況

(1) 任用形態別の職員数の状況

(各年4月1日現在)

部門		職員数			主な増減理由
		平成18年	平成19年	対前年増減数	
一般行政部門	正式任用	452	452	0	H18.8.1旧芦川村・東八広域事務所合併に伴い調整
	再任用職員(常勤)			0	
	再任用職員(短時間)			0	
	任期月職員(常勤)			0	
	任期月職員(短時間)			0	
	任期月研究員			0	
	小計	452	452	0	
特別行政部門	正式任用	96	176	80	
	再任用職員(常勤)			0	
	再任用職員(短時間)			0	
	任期月職員(常勤)			0	
	任期月職員(短時間)			0	
	任期月研究員			0	
	小計	96	176	80	
公営企業等会計部門	正式任用	66	74	8	
	再任用職員(常勤)			0	
	再任用職員(短時間)			0	
	任期月職員(常勤)			0	
	任期月職員(短時間)			0	
	任期月研究員			0	
	小計	66	74	8	
合計	614	702	88		

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いている。以下同じ。

(2) 職員の採用及び退職等の状況(平成18年度)

種類	区分	採用	退職					合計
			定年	勸奨	早期退職優遇	普通	その他	
一般行政職		9	6		14			20
医療職								0
技能労務職			1		2			3
福祉職			1					1
消防職					6	1		7
合計		9	8	22	22	1	0	31
(構成比)			(25.8)	(0)	(71.0)	(3.2)	(0)	(100)

(注) 「その他」には、死亡、任期満了が含まれる。

(3) 職員の昇任及び降任の状況(平成18年度)

種類	区分	昇任			降任
		課長級	支所長級	部長級	
一般行政職		5	5	4	1
医療職					
技能労務職					
福祉職					
消防職		2		1	
合計 (構成比)		7	5	5	1

(4) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門		区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成18年	平成19年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	6	6	0	H18.8.1旧芦川村・東八広域事務所合併
		総務	152	144	8	
		税務	38	38	0	
		労働			0	
		農水	19	21	2	
		商工	13	11	2	
		土木	32	35	3	
		民生	153	153	0	
		衛生	39	44	5	
	計	452	452	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 62.97 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数)	
	教育部門	96	97	1	H18.8.1旧芦川村・東八広域事務所合併	
	消防部門		79		H18.8.1旧芦川村・東八広域事務所合併	
	小計	548	628	80	<参考> 人口1万人当たり職員数 87.48 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数)	
公営企業業計等部門	水道	27	31	4	H18.8.1旧芦川村・東八広域事務所合併	
	下水	17	17	0		
	その他	22	26	4		
	小計	66	74	8		
合計		614 [663]	702 [753]	#REF! [90]	<参考> 人口1万人当たり職員数 97.79 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(5)年齢別職員構成の状況(平成19年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	1人	7人	40人	99人	91人	85人	43人	68人	86人	99人	82人	0人	701人

(6) 定員管理の数値目標及び進捗状況

平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
人 757	人 657	人 100	% 13.2

(参考) 平成23年4月1日現在における定員の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成23年4月1日	職員総数645人

定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成18～22年	(参考平成23年度)
		計画前年	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	計	数値目標
一般行政	職員数	492	475	461	453	447	427	427	420
	増減		17	14	8	6	20	65(15.2)	7
教 育	職員数	111	99	91	89	84	81	81	79
	増減		12	8	2	5	3	30(37.0)	2
消 防	職員数	87	87	79	80	80	80	80	80
	増減		0	8	1	0	0	7(8.8)	0
公 営 企 業 等 会 計	職員数	67	66	71	70	69	69	69	66
	増減		1	5	1	1	0	2(2.9)	3
計	職員数	757	727	702	692	680	657	657	645
	増減		30	25	10	12	23	100(15.2)	12

- (注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間である。
 2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。
 3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

7 勤務時間

(1) 勤務時間の状況(平成19年4月1日現在)

1週間の勤務時間

40 時間

一般職の勤務時間

開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間
8時30分	17時30分	12時00分 ～ 13時00分	無

(2) 一般職員の年次有給休暇の使用状況

平成18年1月1日～平成18年12月31日の平均使用日数

8.8 日

(3) 特別休暇等の状況(平成19年4月1日現在)

種類	付与日数
1 選挙権その他公民権の行使	その都度必要と認める期間
2 証人等として国会等に出頭	その都度必要と認める期間
3 骨髄提供者となる場合	その都度必要と認める期間
4 ボランティア休暇	5日以内
5 結婚休暇	5日以内
6 産前休暇	分娩予定日前8週間目から出産日間の期間
7 産後休暇	分娩日後8週間までの期間
8 育児時間	1日2回それぞれ1回30分
9 妻の出産	2日以内
10 育児参加をする場合	5日以内
11 子の看護のための休暇	5日以内
12 親族が死亡した場合	配偶者、父母7日、子5日、祖父母3日等
13 父母の祭日(法要)	1日以内
14 夏季休暇	3日以内
15 感染症まん延防止休暇	その都度必要と認める期間
16 現住居の滅失・損壊の場合	制度無し
17 災害・交通機関の事故等により出勤が困難な場合	制度無し
18 通勤途上の危険を回避する場合	制度無し
19 生理休暇	その都度必要と認める期間

(4) 育児休業及び部分休業の取得状況(平成18年度)

	育児休業 取得者数	うち両休業 取得者数	部分休業 取得者数	平成18年度中に新たに育児休業が取得可能とな った職員 (育児休業 対象者数)		
				うち育児 休業取得 者数	うち両休業取 得者数	うち部分休 業 取得者数
男性職員				13	0	
女性職員	10 6			10	10	
計	10 (6)	0 (0)	0 (0)	23	10	0 0

- (注)1 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」、「うち両休業取得者数」欄の上段には平成18年度に新たに育児休業(部分休業)を取得した者、下段には育児休業(部分休業)の期間が平成17年度から平成18年度にかけて引き続いている者の数を記入すること。
- 2 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」、「うち両休業取得者数」欄の上段の平成18年度に新たに育児休業を取得した者の数には「平成17年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員で育児休業(部分休業)をした職員」と「平成17年度中に育児休業が取得可能となったが、平成18年度中に新たに新規に育児休業(部分休業)をした職員」の両方が含まれているので、「平成18年度中に新たに育児休業が可能となった職員のうち部分休業取得者数」「平成18年度中に新たに育児休業が可能となった職員のうち両休業取得者数」、「平成18年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員のうち両休業取得者数」の各々と必ずしも一致するわけではなく、また下回ることはない。

(5) 介護休暇の取得状況(平成18年度)

	介護休暇 取得者数	休暇の取得形式			
		計	全日中心	時間型中心	その他
男子職員	0	0	0	0	0
女子職員	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0

8 分限及び懲戒

(1) 分限処分者数(平成18年度)

(単位:人)

降任	免職	休職	降給	合計	失職
0	0	0	0	0	0

(注) 1 対象職員は、一般職に属する全ての職員である。

2 分限処分者数

ア 平成18年度中に休職期間が更新された者を新たに休職処分に付された者とみなしている。

イ 失職制度は広義の分限として位置づけられるものであるため、欠格事項に該当する者を分限処分に付された者とみなしている。

(2) 処分事由別分限処分者数(平成18年度)

(単位:人)

区分	降任	免職	休職	降給	合計	失職
勤務実績が良くない場合 (法第28条第1項第1号)						
心身の故障の場合 (法第28条第1項第2号、第2項第1号)						
職に必要な適格性を欠く場合 (法第28条第1項第3号)		該当者なし				
職制等の改廃等により過職員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号)						
刑事事件に関し起訴された場合 (法第28条第2項第2号)						
条例に定める自由による場合 (法第27条第2項)						
合計						
法第28条第4項により失職した者						

(注) 1 休職処分者数は、処分件数に着目して計上したものであり、延数である。

2 法とは地方公務員法をいうものである。

(3) 懲戒処分者数(平成18年度) (単位:人)

戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
	4			4	7

(注)1 訓告等とは、訓告、文書注意など実質的な制裁を伴わない強制措置をいうものである。

(4) 処分事由別分限処分者数(平成18年度) (単位:人)

区分	戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
法令違反 (法第29条第1項第1号)						
職務上の義務違反又は怠慢 (法第29条第1項第2号)		4			4	7
全体の奉仕者たるにふさわしくない非 行(法第29条第1項第3号)						
合計	0	4	0	0	4	7

9 服務

(1) 服務規律の遵守に関する取組(平成18年度)

任命権者	取組内容	職員への周知方法
市長 議会議長 選挙管理委員会 代表監査員教育委員会 公平委員会 消防長	地方公務員法、市職員服務規程等に基づき、公務員としての自覚と行動について周知徹底した。	庁内グループウェア 庁内幹部会議等

(2) 兼業の許可の件数(平成18年度)

営利企業等の従事の内容	件数
報酬を得て事業もしくは事務に従事する場合	23件

1.0 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 18年度の総費用に占 める職員給与費比率
18年度	千円 889,170	千円 7,902	千円 113,557	% 12.8	% 11.5

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
18年度	人 16	千円 57,339	千円 10,892	千円 23,288	千円 91,519	千円 5,720

(参考)全国平均 一人当たり給与費
千円 6,895

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、19年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成19年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
笛吹市	40.5 歳	314,000 円	512,800 円
市町村平均	45.3 歳	375,666 円	572,943 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

笛吹市		団体(一般行政職・団体平均等)	
1人当たり平均支給額(平成18年度) 1,413 千円		1人当たり平均支給額(平成18年度) 千円	
(平成18年度支給割合)		(平成18年度支給割合)	
期末手当 3.00 月分 (1.60) 月分	勤勉手当 1.45 月分 (0.75) 月分	期末手当 3.00 月分 (1.60) 月分	勤勉手当 1.40 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成19年4月1日現在）

笛吹市			団体（一般行政職・団体平均等）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置	
(退職時特別昇給 無)					

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

（平成19年4月1日現在）

支給実績（年度決算）			千円
支給職員1人当たり平均支給年額（年度決算）			円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
	該当なし	人	%
		人	%
		人	%

エ 時間外勤務手当

支給実績（平成18年度決算）	3,515 千円
職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	319 千円
支給実績（平成17年度決算）	7,308 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）	522 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

オ その他の手当（平成19年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)
扶養手当	・配偶者:13,000円 ・配偶者以外の扶養親族のうち2人:6,000円 ・扶養親族でない配偶者を有する場合の不要親族のうち1人:6,500円 ・配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人11,000円 ・その他の者:6,000円 ・満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ		2,378 千円	266,444 円
住居手当	・借家、借間居住者:家賃の全ての額に応じ最高27,000円 ・自宅居住者:4,000円	異なる	自宅居住者の支給額	613 千円	87,571 円
通勤手当	通勤距離に応じ 2,000～24,500円	同じ		573 千円	40,892 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうちその職務の特殊性に基づき規則で定められた職にある者に支給 役職に応じて25,400円～78,250円を支給	異なる	役職に応じて46,300円～139,300円を支給	2,142 千円	428,400 円
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員:勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額に100分の135	同じ		0 千円	0 円

定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成23年4月1日 職員数	純減数	純減率
人 67	人 66	人 1	% 2

(参考)平成23年4月1日現在における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成23年4月1日	公営企業等職員66人

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

6(3) を参照

11 人材育成

(1) 人材育成の目的

「事業の実現、組織運営にとって、人はその成否を左右する重要な資源である」という観点からトータルなものとして人事制度を構築し、人材の育成と活用を図って行くことにより効率的な行政運営の達成を目的とする。

(2) 求められる職員像

1. 自治体職員としての使命と責任を自覚し、笛吹市で働くことに誇りと喜びを持つ職員
2. 仕事への情熱と柔軟な思考力を持ち、活力のある職場づくりのために事務・事業の改善に積極的に取り組む職員
3. サービス業という意識と専門的な知識を持ち、常に誠意ある態度で職務を遂行し、市民から信頼される職員
4. 広い視野と創造力、行動力を持ち、市民の立場に立って考え、市民とともにまちづくりを進める職員
5. 人権尊重の精神を貫き、人権を擁護する人間性の豊かな職員

(3) 人材育成の方針

・職員研修の充実、多様化

個性を尊重し能力を伸ばす研修

受動的な研修でなく、多くのメニューの中から自分に必要な研修を選択し学習する参加型研修を主体に研修機関の実施する専門研修への派遣を行う。

「サービス業だという認識とコスト意識を持ち、業務の改革・改善を進める」という意識改革の推進のための研修を選択し、実施する。人事考課制度の導入に係り、公平・公正な評価ができるように評価者を対象とした研修を実施する。

・人材育成推進体制の整備等

- 1 人事評価制度の構築と導入
- 2 個性を尊重し能力を伸ばす研修を行う(職場外研修)
- 3 職場環境づくり(職場内研修)

(4) 研修実績(平成18年度)

研修名	内容	対象者	参加者数
接遇リーダー研修	接遇の基礎である窓口、電話対応についてだけでなく、住民満足度を高め、地域のイメージアップ貢献につながる接遇について概論から実技応用的な接遇方法について学ぶ	各課接遇リーダー	80人
男女共同参画研修	職員の意識啓発を図るとともに、男女共同参画について正しく理解することを目的とする。	管理職	58人
メンタルヘルス研修	メンタルヘルスの基礎知識を習得し、自己予防に資する	リーダー 管理職	164人
情報セキュリティー研修	電子化行政に伴う情報管理のあり方や運営方法を理解し、職場の適切な情報管理方法を習得する	リーダー 管理職	257人
民間派遣研修	民間企業(県内デパート)へ7日間派遣研修を行い、接客態度、企業におけるコスト意識及び経営感覚等、職員の資質・能力の向上を図る	主幹職	56人

12 勤務成績の評定

(1) 勤務成績の評定の概要(平成18年度)

区分	概要	対象職種	評価段階
能力	定期昇給の直前に職務遂行上の能力を評価する	全職種	「特優、優、良、可、不可」の5段階

(2) 勤務成績の評定結果等の活用状況(平成18年度)

区分		評定結果等の活用状況
人材育成		人事評価制度(試行中)育成面談に基づく人材育成を実施
任用管理	配置転換	自己申告書に基づく配置転換を実施
	昇任・昇格	・2級～6級各級の昇格試験を実施
	降任	降任降格制度
の給処与遇上	昇給	定期昇給の直前に前昇給時以降の勤務状況を評価する。評価段階の区分に応じて昇給させる。
	勤勉手当	勤勉手当支給直前に過去6ヶ月分の勤務状況を評価をする。

(3) 人事評価制度研修の実施状況(平成18年度)

研修名	内容	対象者	参加者数
人事評価制度目標設定研修	人事評価制度の仕組み及び各シートの記入方法を理解し、「部内目標設定研修」の実践的なシミュレーションに必要な知識を取得する。	主幹・リーダー	135人
人事評価制度部内研修	ミッションシートと目標管理シートの記入内容を組織内で確認し、「組織目標」と「個人目標」の連携を部署単位で図る。	幹部職員	229人
人事評価制度能力評価研修	職員個々の能力や取組姿勢を評価するための評価眼を統一するとともに職場内指導のポイントを取得する。	幹部職員	207人
人事評価制度育成面談研修	被評価者に対して次へのステップとなる指導方法及び最終面談の手法を修得する。	部長・課長	70人
人事評価制度説明会	合併職員(旧芦川村・東八広域事務組合)を対象にして人事評価制度試行に伴う制度内容の説明	合併職員	112人
人事評価制度達成度研修	部下の目標を評価者の期待と照合し、組織内での整合性を再度確認したうえで、目標の達成状況とプロセスを評価するために必要な留意点・考え方を習得する。	幹部職員	185人

13 職員の厚生福利に関する事業実施状況

(1) 職員の健康管理に関する事業実施状況(平成18年度)

項目	概要	概要	検診後の取組
職員定期健康診断	市内7つの会場において出張検診車による検診を実施 検診項目:胸部レントゲン、エコー、胃レントゲン、血液検査他	受診者 :593人 要所見者:168人	笛吹市産業医による検診分析に基づいた生活習慣病予防方法を全職員に提示した

(2) 互助会に関する事業実施状況(平成18年度)

- ・互助会名称: 笛吹市職員互助会
 - ・会員数: 728人
 - ・互助会公費補助総額: 188,000円
 - ・互助会公費補助率: 0.75%
 - ・主な事業内容
 - ・個人給付事業: 職員の給付対象(結婚、出産、死亡、退職)に対して給付を行う。
 - ・レクリエーション支援事業: 職員相互の親睦を図り、福利厚生に資するための事業に対して1職員5000円を限りとして、給付をする。
 - ・職員懇親会支援事業: 部署内職員相互の親睦を図るための懇親会事業参加職員に対して1職員5000円を限りとして、給付をする。
- 個人給付事業費: 3,622,000円 個人給付事業件数: 149件
 レクリエーション支援事業費: 1,240,120円 レクリエーション支援事業件数: 21件
 懇親会支援事業費: 3,080,000円 懇親会支援事業利用者数: 616人

14 公平委員会の業務の状況

区分	状況
勤務条件に関する措置の要求の状況	該当なし
不利益処分に関する不服申し立ての状況	該当なし